## 次期「淡海子ども・若者プラン」(原案)に対して提出された 意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

## 1 県民政策コメントの実施結果等について

令和6年12月17日(火)から令和7年1月16日(木)までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に基づき、次期「淡海子ども・若者プラン」(原案)について意見・情報の募集および市町等に意見照会を行った結果、合計62件の意見・情報が寄せられました。これらの意見・情報に対する滋賀県の考え方は次のとおりです。

なお、取りまとめに当たり、提出された意見・情報の一部は、その趣旨を損なわない範囲で内容 を要約しています。

## 2 提出された御意見の内訳(件数)

項目	県民	市町
I 計画の策定	1	
Ⅱ 子ども・若者を取り巻く主な現状	6	
Ⅲ 基本理念	1	
IV 基本施策		
1 子どもの権利が守られる社会づくり	5	
2 子ども・若者の健やかな育ちや希望を叶えるための取組	6	
3 きめ細かな対応が必要な子ども・若者への支援	3	
4 社会的養育の推進	7	
5 子どもの貧困の解消に向けた対策の推進	3	
6 ひとり親家庭への支援の推進	1	
7 安心・安全な子育て環境の整備	6	1
8 子ども・若者を取り巻く社会環境の整備	5	
V 基本理念の実現に向けた大切な視点	8	
VI プランの推進	4	
数值目標	3	1
その他	1	

合計 62 件

## 3 提出された意見とそれらに対する県の考え方について

			に	
	頁		意見等	意見等に対する考え方
I 計	画の策	定		
1	1	20	本プランが、滋賀県の条例や構想の中でどのような位置づけに あるのかを文章ではわかりにくかったので、より明確にしたほ うがよいと思います。上位計画は総合計画だと思いますが、下 位計画はどれにあたるのか、関連計画は何でどのあたりのテー マが連動してくるのかなど。一目でわかるように図表で表現し てはどうかと思います。	あわせて、図表については参考資料として追記を検討します。 【修正前】
Ⅱ 子	ども・ネ	若者を耳	スリ巻く主な現状	
2	4	22	子ども・若者の健やかな育ちや希望を叶えるための取組・子ども・若者の健やかな成長を阻害する恐れのある行為および環境から子ども・若者を保護するため、スマートフォン等のフィルタリング措置の普及などにより、子ども・若者が有害情報に接する機会を減らすことが必要です。本計画の定義によると「若者」はおおむね 18 歳以降からおおむね 30 歳未満を対象と記載されており、成人である。成人の自己決定権を侵害し、知る権利を脅かすような施策は「若者」に対して行うべきでない。	【修正前】 ・子ども・若者の健やかな成長を阻害する恐れのある行為およ び環境から子ども・若者を保護するため、スマートフォン等の フィルタリング措置の普及などにより、子ども・若者が有害情 報に接する機会を減らすことが必要です。
3	18	7	包括的性教育やプレコンセプションケア」としていることを評価するが、繰り返し出てくるプレコンセプションケアに比べ「包括的性教育にふれる箇所がない。産む選択をした女性が何らかの理由で困難を抱えるという持ていくのは、身体の選択肢を決めるが妊娠が出産を選択するように教育していくのは、身体の選切である。なるのは本人であるという人権保障の観点からるのはいかがある。という人権をないがしろにするのはいかがある。なり、包括的性教育は、対等な人間関係、守るべきななどのか。包括的性教育は、対等な人間関係、守るようについて子ども自身が考え、気であるり、このプランのを身につけるカリキュラムベースのものであり、このプランの	なお、原案では妊娠前、妊娠期からの虐待予防・未然防止対策として包括的性教育の必要性について記載していましたが、包括的性教育は人間関係やジェンダーの理解等の広いテーマを含むものであり、虐待予防・未然防止対策としては包括的性教育よりも、生命の尊さや素晴らしさ、自分や相手を尊重することなどを学ぶ「生命(いのち)の安全教育」がより適切であるため、次の通り修正します。 【修正前】 包括的性教育
4	18	7	られていることは評価するが、全体として包括的性教育に関する記述が少ない。子どもを含めたすべての人が人権をベースに	包括的性教育は学習者である子どもや若者のウェルビーイングの実現を目的とするものであり、身体や生殖の仕組みだけではなく、人間関係や性の多様性、ジェンダー平等、幸福などの幅広いテーマを含む、人権尊重を基本とした考え方であることから、県政全般に関わる重要なものとして、学校現場で取り組みます。 なお、原案では妊娠前、妊娠期からの虐待予防・未然防止対策として包括的性教育の必要性について記録したが、包含して包括的性教育は人間関係やジェンダーの理解等の広い行め性教育は人間関係やジェンダーの理解等の広い行め性教育よりも、生命の尊さや素晴らしさ、自分や相手を尊重などを学ぶ「生命(いのち)の安全教育」がより適切であるため、次の通り修正します。 【修正前】 包括的性教育【修正後】 生命(いのち)の安全教育

日本とも自身が近しい知識を含て、人生をデザインできるよう    1985年	番号	頁	行	意見等	意見等に対する考え方
18   7				う」とありますが、「包括的性教育やプレコンセプションケアに関する健康教育」ではなく「いのちの安全教育」が適当ではないでしょうか? 学校教育として教わる「いのちの安全教育」をしっかり推進することが重要であると考えます。また、「包括的性教育」は国会でもその後の指す中身がはっきりしないとされており、いまだ国民の内容理解・納得を得ているものではありません。同様に、P75の「思春期保健対策の充実」にも「いのちの安全教	教育は人間関係やジェンダーの理解等の広いテーマを含むものであり、虐待予防・未然防止対策としては包括的性教育よりも、生命の尊さや素晴らしさ、自分や相手を尊重することなどを学ぶ「生命(いのち)の安全教育」がより適切であるため、御意見を踏まえ次の通り修正します。 【修正前】 包括的性教育 【修正後】 生命(いのち)の安全教育
2世紀の性数音の導入は不適切です。	5	18	7		○生命(いのち)の安全教育の推進 ・生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、 また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を 大切にする考えや、自分や相手、一人ひとりを尊重する態度等 を、発達段階に応じて身に付けることを目指し、発達の段階に 応じて「生命(いのち)を大切にする」「加害者にならない」 「被害者にならない」「傍観者にならない」ための教育に取り 組みます。(P75 19行目)
<ul> <li>学習指導要領にのっとった「性に関する指導」である必要がある。表別があったとえば、国の「こども・著者の性被害防止のための緊急対策に人間係令であり、虐待予防・未然防止対策としては包括的性教育は、パッケーシ」では、「性教育」「包括的性教育」の文言は一つもあり、虐待予防・未然防止対策としては包括的性教育となどもありません。国、文科省がすかびいるのは「生命の安全教を学ぶ「生命のな会教育」がより違随であるため、側下で、「生命の変全教育」「包括的性教育ではありません。</li></ul>					イングの実現を目的とするものであり、身体や生殖の仕組みだけではなく、人間関係や性の多様性、ジェンダー平等、幸福などの幅広いテーマを含む、人権尊重を基本とした、学校現場で取り組まれている「生命(いのち)の安全教育」とあわせて取り組
#	6	18	7	学習指導要領にのっとった「性に関する指導」であるのとった「性に関する指導」であるのでない。 とった「性性教育がすってたった」では、文科省育」では、文科省育」では、文科省がすっていたのでは、文科省方では、文科省方では、文科省方では、文科省方では、文科省方では、文科省方では、文科省方では、文科省方では、文学を表別でないます。、文学を表別では、文学を表別では、文学を表別では、文学を表別では、文学を表別では、文学を表別では、文学を表別が当れて、文学を表別では、文学を表別できりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりま	包括的性教育の必要性について記載していましたが、包括的性教育は人間関係やジェンダーの理解等の広いテーマを含むむものであり、虐待予防・未然防止対策としては包括的性教育となどを学ぶ「生命(いのち)の安全教育」がより適切であるため、御意見を踏まえ次の通り修正します。【修正前】 包括的性教育【修正後】 生命(いのち)の安全教育(P18 7行目)なお、包括的性教育は学習者である子どもや若者のウェルビーイングの実現を目的とするものであり、シェンダーエルビーイングの実現を目的とするものであり、シェンダースルビーイングの実現を目的とするものであり、シェンダースを含む、人間関係や性の多様性、ジェンダースを含む、人間関係や性の経済であるとした。とから、県政全般に関わる重要なものとして、学校現場で取り組まれている「生命(いのち)の安全教育」とあわせて取り組みます。
「基本理念の実現に向け〜」とあるが、そもそも理念とは「掲本計画では「子ども・若者が笑顔で幸せに暮らせる滋賀」を基 げる」とか「基づいて」とつなげることはあっても、「実現」 本理念をとして掲げ、その実現を目指して計画の推進に取り組		Ÿ -	16	策」としての一面が本計画にはあろうと考えます。 しかしながら、少子化対策について、現在こども家庭庁が主管 する各種の支援事業には出生率改善と相関する事業は存在しな い(下記参議院質問主意書より)ことから、EBPMの観点か らは個々の自治体において支援事業と出生率改善とを独自に結 びつける際には地域の事情に沿って十分にその効果とコストと	や希望をもつことができる社会の実現に向けた取組を推進することが必要であると考えています。(P64 4行目) また計画の推進にあたっては、PDCAサイクルの考えに基づき、 毎年度、計画に基づく施策の実施状況、別に定める数値目標の 達成状況、施策の効果や課題等について点検評価を行い、その
┃	Ⅲ 基	<b>平坦</b> 念		   「基本理念の実現に向け~」とあるが、それぞれ理念とは「堪	本計画では「子ども・若者が笑顔で幸せに蔓らせる滋賀」を其
	8	68	2	げる」とか「基づいて」とつなげることはあっても、「実現」	本理念をとして掲げ、その実現を目指して計画の推進に取り組

番号 IV 基		行	意見等	意見等に対する考え方
		利が守	られる社会づくり	
9	69	2	学校園では子どもの権利を尊重するための学習をこれまでもお こなってきています。これまでの子どもに関わる取組と、今回	
10	69	4	子ども扱い、おとな扱い使い分けしない)おとな、子どもへの	子どもの権利に関しては、教育関係者、医療・福祉関係者、公務員など、特に直接子どもに接する機会が多い仕事に従事する人や子どもの人権に深い関わりのある人に対して、子どもの人権について理解と認識を深めるための積極的な研修を実施することで、子どもが意見を表明しやすい環境を整えていまいります。(P69 26行目)
11	69	4	場合、この計画において、男女差をなくす、という視点はありますが、性の多様性について配慮がないことは、LGBTQまたは、	本計画では、子ども自身が子どもの権利について知って理解する機会を設けるとともに、子どもの人権についての理解と認識を深めるための積極的な研修を、直接子どもに接する機会が多い仕事に従事する人や子どもの人権に深い関わりのある人に対して実施することとしています。(P69 67目 26行目)なお、性の多様性に関しては、性的指向・ジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての人がかけがえのない個人として尊重される社会の実現を目指して、学校、地域、家庭、職域等の様々な場を通じた教育・啓発の実施に取り組んでまいります。
12	69	4	も教育すべきと考えます。	性の多様性に関しては、性的指向・ジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての人がかけがえのない個人として尊重される社会の実現を目指して、学校、地域、家庭、職域等の様々な場を通じた教育・啓発の実施に取り組んでまいります。
13	69	4	ら、子どもは、自分から声を出すことに慣れていないし、意見を上手く伝える能力も大人に比べれば低いからです。した、と全ての子どもが、意見を持っています。このため、国は、子どもの意見表明を支援することは、子どもの意見表明を支援することは、行政や学校に選ばがよれた子どもの意見表明を接続している人誰にでもできることであると共に、行政や学校にアドボケイトが必要です。 そこで、アドボケイトを計画的に養成していることを計画に必要がば、意見表明支援を受けられるようにすることをを計画に必要がば、意見表明支援を受けられるようにすることを計画に発して、意成されたアドボケイトの登録者または、アドボケイト養成講座の実施数を管理してください。 指標として、養成されたアドボケイトの登録者または、アドボケイト養成講座の実施数を管理してください。 また、子どものニーズや苦しさは、子どもの近くにいる学校の先生や、子どもを支援しているNPOの方の意見を施策に取り入れるように取り組んでください。	社会の一員として尊重され、社会参画が促進されるよう、必要な環境の整備に取り組んでまいります。(P69 32行目)施策の展開にあたっては、まずは子どもの意思をくみ取る取組が広まるよう、特に子どもと関わりのある大人に対して周知・啓発を行い、子どもが意見を表明しやすい環境を整えていきたいと考えています。 また、本計画に基づく事業の実施においては、子ども・若者の意見聴取にあたって考慮すべき事項を定めており、子ども・若者の声を踏まえた施策の展開に取り組んでまいります。(P131 11行目)
14	<del>でも・</del> 若 71	<u>者の</u> 健	な経験を子どもに提供することを具体化してほしい。 指標として、高校生までに、オペラ、能、オーケストラ、プロスポーツ、近代美術等を観た人数や回数を目標とする。 また、県や市町が所有する琵琶湖ホールや体育施設、美術館等	滋賀らしい文化的な経験をはじめとして、子ども・若者が年齢や発達の程度に応じて、自然体験や職業体験、文化芸術体験、伝統的な祭礼等の地域行事をはじめとした多様な体験ができる機会づくりに取り組んでまいります。(P71 16行目、P73 16行目) いただいた御意見については、具体的な事業の実施や評価にあたって参考とさせていただきます。
15	72	9	こどもが多くの時間を過ごす学校の責務は大きい。にもかかわらず、学校園の多忙化は誰の目にも明らかで、子どもが安心して過ごせる場ではなくなってしまっている。教職員の人員増、学級の定数減などの教育環境の改革がなければ、絵に描いた餅となるのは明らか。	

番号	頁	行	意見等	意見等に対する考え方
16	73	22	読書経験はとても重要だと思います。そのために、図書館を拠点として活動されることは素晴らしいと思います。この読書経験について、視覚障害者のための本が忘れられていないか心配です。視覚障害の子どものための本(音訳図書)を充実させてほしいと思います。また、外国にルーツのある子どものために、外国語の本ももっと図書館にある方がいいように思います。	御意見を踏まえ、「読書活動の推進」を以下の通り修正します。 【修正前】・子どもの時期の読書習慣の定着のため、小学校就学前の子育て支援の取組とも連携しながら、保護者の読書の重要性への理解を促進し、それぞれの状況に応じた家庭における読書活等への普及・啓発に取り組みます。また図書館職員や学校司書等への研修、読書ボランティアの養成等を通じて、子どもが身近な場面で楽しみながら本に親しむ機会の充実を図ります。 【修正後】・子どもの時期の読書習慣の定着のため、小学校就学前の子育て支援の取組とも連携しながら、保護者の読書の重要性への理解を促進し、それぞれの状況に応じた家庭における読書活動の普及・啓発に取り組みます。・図書館職員や学校司書等への研修、読書ボランティアの養成等を実施するととも料か外国語資料等の収集・提供に努め、全ての子どもが身近な場面で楽しみながら本に親しむ機会の充実を図ります。(P73 30行目)
17	75	10	学校等における男女共同参画教育の推進について、学校が性別役割分担意識を隠れたカリキュラムという形で固定化していると言われていることを前提に、その解消について書いてほしい。また、男女共同参画という言い方ではなく、性の多様化をふまえジェンダー平等と表現した方がいい。	ついて、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、主体的に学 び、考え、行動する姿勢を育む就学前や学校での教育を、家
18	78	5	○安心・安全なインターネット利用 ・子ども・若者の性に関する問題に対応するため、インターネットに係る児童買春や「自画撮り被害」を含む児童ポルノ有犯などの取り締まりのほか、SNSなどの適切な利用方法や有害サイト利用に伴う危険性に関する広報啓発、情報発信、被害者相談などの取組を強化します。 本計画の定義によると「若者」はおおむね18歳以降からおおむね30歳未満を対象と記載されており、成人である。成人の自己決定権を侵害し、知る権利を脅かすような施策は「若者」に対して行うべきでない。	・子ども・若者をインターネット上のトラブルから守るために、「フィルタリングの利用」、「家庭における利用のルールづくり」、「保護者のインターネット・リテラシー向上および確実な管理・監督」を3本柱とし、官民連携して広報啓発などに取り組みます。 ・子ども・若者の性に関する問題に対応するため、インター
19	78	9	題になっています。中は、学校内で被害にあっているものもあります。 予防策ばかりが記載されていますが、実際に被害にあっている	本県では、専門知識を持ち関係機関の連携や橋渡しを行う犯罪被害者等支援コーディネーターを中心に、保健、医療、福祉、雇用、交通、住居、教育など県が有する様々な分野にわたる施策や制度を柔軟に活用し、国や市町、民間被害者支援団体、関係機関等とも連携しながら、一人ひとりの事情に応じた適切な技を実施することとしており、御意見を踏まえ、引き続き、被害者支援を行ってまいります。

番号	頁 知かな	行かがらが	意見等 必要な子ども・若者への支援	意見等に対する考え方
20	79		私自身、現在大津市で2歳の子どもを育てており、「4 妊娠期から子育て期における切れ目のない支援の実施」とあるように、支援者の方の伴奏型の支援を受けながら、安心して子育てをすることができております。 一方で、「3 きめ細やかな対応が必要な子ども・若者への支	困難な状況にある子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるよう、社会的障壁を取り除くことに努めるとともに、こうした子ども・若者を支援する団体等への支援に取り組んでまいります。(P79 4行目)いただいた御意見については、具体的な事業の実施や評価にあたって参考とさせていただきます。
21	81	4	ヤングケアラーは、客観的な状況ですが、全ての子どもが親な どのケアを好いてやっている訳ではなく、強いられたケアは、 客観的には、児童への虐待状態であるとの見方もできることに 留意して、研修や支援をして欲しいと思います。	
22	81	28	性暴力は、性的同意に対する認知の歪みが原因の一つと言われます。 このため、性被害や性加害を生まないために、性教育が重要です。性教育でもっとも大事なことは、性的同意の権利(望まない性的接触を拒む権利)があるということです。 性教育として、健康な子供を産むためにはプレコンも大事ですが、性暴力、望まない妊娠や中絶を避けるためには、性的合意を早期に教育すべきであることを検討してください。	<ul><li>○生命(いのち)の安全教育の推進</li><li>・生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を</li></ul>
4 社会	念的養育	の推進	  「社会的養護の推進」は、「社会的養育の推進」とすべきだと	当該項目には、社会的養護を必要とする子どもやその保護者へ
23	84	1	思います。 平成28年改正児童福祉法の理念及び「新しい社会的養育ビジョンに基づいて全国的に策定された都道府県社会的養育推進計画に基づいた取り組みが行われており、令和7年1月にこども家庭庁支援局家庭福祉課発出の通知も、「社会的養育の推進に向けて」となっています。	ていることから、御意見を踏まえ、「社会的 <u>養護</u> の推進」を 「社会的 <u>養育</u> の推進」に修正いたします。
24	87	17	一時保護等の措置等にあたっては、「子ども自身が権利の主体 者であることを知り」をつけ加える方が、これまで大人との力 の関係で言えなかったことも言える環境にすると理解できてい い。意見表明支援員の役割を書く。	「修正前」・施設等への入所や一時保護等の措置等の実施の際における子どもへの意見聴取や、社会的養護のもとで生活する子どもの意見表明等の支援を通じ、子どもの権利擁護の取組を一層推進し、子どもの最善の利益を図ります。 【修正後】・施設等への入所や一時保護等の措置等の実施の際に、子どもへの意見・施設等への入所や一時保護等の措置等の実施の際に、子どもへの意見・聴取や、社会的養護のもとで生活する子どもの意見表明等の支援を通じ、子どもの権利擁護の取組を一層推進し、子どもの最善の利益を図ります。 (Parilla (Parilla) といるとともに、子どもが自分自身の表えい意見等を表明しやすい体制や仕組みについて検討します。 【修正後】・ ※質県子ども若者審議会児童養護施設等の子どもの権利擁護部会会を定期的に実施するとともに、子どもが自分自身の考えや意見等を表明しやすい体制や仕組みについて検討します。 【修正後】・ ※登賞県子ども若者審議会児童養護施設等の子どもの権利擁護部会の委員が意見表明等支援員(注)として、一時保護施設や児童養護施設等の子どもの声を聴く機会を定期的に実施するとともに、子どもが自分自身の考えや意見等を表明しやすい体制や仕組みについて検討します。 (P.88 34行目)
				(注)【意見表明等支援員】児童の福祉に関し知識又は経験を有する者で、子どもの立場に立って、子どもの意見・意向を意見聴取等により十分に把握し、子どもが望む場合には、行政機関や児童福祉施設等の関係機関に対し、意見形成や意見表明を支援したり、子どもの意見・意向を代弁して伝達したりする役割を担う。

番号	頁	行	意見等	意見等に対する考え方
25	87	17	どもの意見意向を聴取することが求められています。子どもが 自分で意見形成、意見表明を行うためには、子どもアドボケイ トによる意見表明支援を受けられることが必要です。滋賀県 は、議会において、子どもアドボケイトの養成プログラムが国	本県では、弁護士や臨床心理士等の専門職で構成する滋賀県子ども若者審議会子どもの権利擁護部会の委員が、第三者的な立場として、定期的に児童養護施設等を訪問し、子どもの意見等を聴く「意見表明等支援員」の役割を担っているところです。引き続き、子どもが自分自身の考えや意見等をより表明しやすい体制や仕組みについて検討を進めます。
26	87	17	り、家庭的な施設ではない方とを明記されている点は、、。 国	こうした役割分担を踏まえ、児童養護施設においては、入所機能だけでなく、相談対応や通所機能、在宅支援や里親支援機能を付加するなど、地域の子育て支援機関としての役割を果たす多機能化の取組が進められています。また、里親等への委託の決定に当たっては、子ども家庭相談センター(児童相談所)において、子どもや家庭の状況等を考慮しており、その過程で委託が困難な事情等について検証を行っています。引き続き、上記の役割分担のもと、子どもの思いや家庭等の状況等を考慮し、里親等への委託を必要とする子どもが里親等のもとで暮らせるよう、里親への包括的な支援を行い、継続的に質の高い里親養育支援を進めてまいります。
27	87	17	まいなところ、加害的な子どもと、被害的な子どもが一緒にいることもあります。そのような施設を利用することは、子ども	
28	87	17	えます。子どもの声を聴くためには、信頼関係が必要であり、 措置権限を有している行政職員が意見表明を支援することは困 難であり、独立アドボケイトが必要であるとして、国もその養 成プログラムを公表しています。若者審議会の子どもの権利擁	今後、社会的養護のもとで生活する子どもが、自分自身の考え や意見等をより表明しやすい体制や仕組みづくりについて検討 を進めてまいります。

番号	頁	行	意見等	意見等に対する考え方
29	89	12	ゴールでいいのか。毒親、毒母という言葉が一時期、心理学分野で取りざたされたが、親子関係は密であるからこそ当事者の苦しみや傷が消せないものとして残っているケースがある。個別に対応するべきものなのに、安易に最終ゴールを設定するのは不適切。	(親子関係の再構築支援)
5 子ど	もの貧	困の解		生活困窮世帯やひとり親家庭等への支援だけでなく、3歳以上
30	92	1	する政策がないと少子化の対策になりません。 このプランの施策のように、低所得者や生活保護受給者ばかり 育児や学業支援を行うのではなく、子育て世帯に一律の支援を しないと、低所得者や生活保護受給者だけが2人、3人と子育て ができる滋賀県になってしまいます。 現状、低所得者や生活保護受給者は労働時間が少ない傾向にあ	また、働き方改革やワーク・ライフ・バランスの取組を促進し、長時間労働の抑制や育児休業の取得など個人の状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択できる社会環境づくりに取り組むほか、子ども・若者の年齢や発達の程度に応じた多様な遊びや体験の機会づくりに取り組むこととしています。(P124 22行
			い人数だけの子どもを持つことができ、子どもと過ごす時間を 作ることができる内容にしていただきたいです。	
31	92	10	童生徒はすべての学校にいるという前提で、「課題を抱える学校」「要請に応じて」ではなく、すべての学校にスクールソーシャルワーカーを配置することはできないのか。	現在は一部の学校にスクールソーシャルワーカーを配置しておりますが、配置校以外の学校についても、同一市町内での訪問を可能とし、より多くの学校を支援する体制としています。今後も不安や悩みを抱える児童生徒にしっかり寄り添えるよう、スクールソーシャルワーカーの拡充に努めてまいります。
32	92	1	概な 正し 社会という言ととと、という 書き を いっく、(タウという 書き を いっく、(タウという 書き を いっく、(タウという また という また を は また さん とだと ます。 とが また さん とが といる また が また かな かな かな もい り は しま を ない 取ら かな かま が また が ない り は しま を なわ ない り は から いり は から は また が また が ない り 組 が みら ことと とが とり から いり は から は また が なか ない り は といった また が ない り は から ない り は とが ない り は とが ない り は は ない り は は ない り は は ない り は は ない から 高 は また ない また ない ない ない また ない ない ない また ない ない また ない	いただいた御意見は、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。(P92 5行目) 高校の中途退学に関しては、その要因は様々であることから、それぞれの要因や背景に応じた対応を推進しています。中途退学の防止に向けて、基本的な対応(アセスメントとプランニング)の実施とともに、生徒の細やかな変化に気づける生徒指導体制づくりを継続して進めてまいります。
6 ひと	り親家		支援の推進 養育費確保のための支援について。話し合いがスムーズなケー	滋賀県では養育費の確保に向けた取組を進めていく方針であ
33	103		スぱかりではないため、本人同士の取り決めを代替する役割を 県や市が担うべきではないか。明石市のたて替え制度のよう に。	り、いただいた御意見については、国や他府県の動向も踏まえて、今後の施策等の検討にあたっての参考とさせていただきます。(P103 29行目)

番号	頁	行なる	意見等	意見等に対する考え方
1 女儿	」・女宝	<u>. 4 丁育</u>	て環境の整備 「国制度を拡充し」との表現が分かりにくい。県独自の制度であることが分かるようにした方がよいのでは。	御意見を踏まえ、以下の通り修正いたします 【修正前】
34	106	34		多子世帯の経済的負担の軽減を図り、希望する数の子どもを安心して生み育てられる環境づくりを推進するため、国制度を拡充し、一定の所得世帯の第3子以降の保育料および副食費の負担軽減を図ります。 【修正後】 多子世帯の経済的負担の軽減を図り、希望する数の子どもを安心して生み育てられる環境づくりを推進するため、 <u>県独自の制度として</u> 国制度を拡充し、一定の所得世帯の第3子以降の保育料および副食費の負担軽減を図ります。 (P106 32行目)
35	110	20	小児専門の病院もかなり少なく、 子供の病院の予約も困難な為、本当に暮らしやすい街作りを進めて欲しい。	子どもが安心して医療を利用できるよう、関係団体、関係医療機関等との連携の下、小児科医をはじめとする地域医療体制の維持に必要となる医師の確保に取り組んでまいります。(P110 15行目) また、休日や夜間を含め医療機関を受診したい場合にインターネット上で医療機関を検索できるシステム「医療情報ネット」にて情報提供を行うなど、適切に医療機関を受診できるよう支援を行ってまいります。(P112 1行目)
36	110	20	れていないようですが子どものいる場所(特に家庭内など、また利用施設や屋外でも)での喫煙・タバコ(受動喫煙)は止めるべき、との周知徹底と施策・規制がより一層必要です。(子どもたちの受動喫煙防止は本計画・プランのための基本要件です) ※貴県は禁煙推進や受動喫煙防止に力を入れており、健康寿命	次)」に基づき、受動喫煙防止対策などの県民の健康づくりに取り組んでいるところであり、御意見をふまえ、「ウ 子どもの健康・医療の充実」に以下の項目を追記します。 ○受動喫煙防止のための環境づくり ・子どもの安全と健康を守る観点から、学校や市町と連携し、家庭での受動喫煙防止の普及啓発を行うとともに、地域においてもたばこの煙から子どもを守る県民運動として受動喫煙防止対策を展開します。 (P111 21行目)
37	111	23	学校への負荷を減らす意味でも、フッ化物洗口の実施は、医療 機関で希望者がするべき。	学校で行うフッ化物洗口は週1回法であり、毎週継続的に行うことでむし歯を予防します。このため、毎回医療機関で行うのではなく、認定子ども園、保育所、幼稚園、学校において、子どもたちの生活環境に組み入れて実施することが現実的かつ効果的と考えます。(P111 30行目)
38	111	23	できないものを子どもたちに公に実施することに不安を抱きます。すでに実施している市町もありますが、効果が出ていないところが多いのになぜ費用をかけるのか。費用対効果が高いという根拠がどこかから出ましたか?安全面、経済的にも考え直	フッ化物洗口を含め、フッ化物を用いたむし歯予防は、有効性、安全性および高い費用対効果等の観点から、世界保健機関 (WHO)をはじめ、厚生労働省、様々な歯科保健関係学会により推奨されています。本県においても、小学校の6年間、フッ化物洗口を実施した12歳児と実施していない12歳児との間では約68%のむし歯抑制率を確認しており、6年間のフッ化物洗口実施費用821円/人(500人規模の学校で試算)に対して費用対効果が高い対策と考えています。また、「滋賀県フッ化物洗口マニュアル」にて、保護者説明会の開催および洗口開始前の実施希望の確認について記載し、保護者の安心と理解を得たうえで実施されるよう配慮に努めています。(P111 30行目)

番号	頁	行	意見等	意見等に対する考え方
39	112	36	「家庭の教育力の向上に向けた職場づくり」とは、保護者に子 どもを教育する力が足りないという意味に読みとれる。	御指摘いただいた点については、保護者に子どもを教育する力が足りないことを指摘するものではなく、すべての子育て家庭について子育ての不安や負担感の解消を図るために、様々な主体が子育てにともに関わり、支える地域づくりが必要であることから、企業においても職場における各種の学習支援や情報提供を行い、子育てや家庭教育への理解を深める取組が必要と考えるものです。 (P112 23行目、P113 6行目)
40	113	4	もっと鮮度の高いファッションに触れられる場所と子供が遊べるエリアが併設しているモールやショッピングセンターが欲しい。(京都や大阪まで出向かずとも子連れでも行きやすい場所)	また、子どもが多様な遊びや体験の機会が確保できるための取 組や、子どもをはじめ誰にでも優しく利用しやすい公園づくり
8 子と	ごも・若	者を取	り巻く社会環境の整備	
41	126	24	大人の発達障害をまず認知してほしい。 子供や若者よりまずそれを育てる大人が間違ってて意味がない。 子供や若者の可能性を潰してるのは親や大人。	本計画においては、地域のつながりの希薄化や家庭の孤立化、家庭環境の多様化などの状況を踏まえ、家庭に寄り添い、共に学び合い、子どもの育ちを支えていく取組を推進します。子育て支援団体等とも連携しながら支援体制づくりを進めるとともに、親としての学びの機会や交流の場の充実などを通じて、健やかな子育ちや子どもの学びの充実を図ってまいります。(P127 24行目)
42	128	10	していて、「障害のない友だちと学びたかった」「自分も高校 でいろいろな体験をしたかった」という当事者の希望に沿った 提示ではない。矢面に立たされる保護者が最終的に特別支援学 校などを進路として選択すれば、子どもは従わざるをえない。	る」を基本的な考え方として、障害のある子ども一人ひとりの 障害に応じた望ましい学びの場が柔軟に選択できるよう、多様 な学びの機会を確保するとともに、就学相談や支援体制の充実
43	128	10	で、インクルーシブの意味を間違っておられませんか。特別支 援学校や高等養護学校はインクルーシブ教育ではなく分離教育	
44	128	35		外国人学校への支援に関しては、現在策定中の「滋賀県多文化 共生推進プラン(第3次改訂版)」に基づき、外国人県民等に係 る多文化共生や日本語教育の推進に関する施策に取り組むこと としています。 (P130 21行目)
45	128	35	している子どもたちだけでなく、外国人学校に通う子どもたちへの支援についての記述がありません。滋賀に住む子供たちはどの国籍の子どもであっても、やがて滋賀ではたらくなかまとなります。細やかな支援が届くような対策をお願いします。	外国人学校への支援に関しては、現在策定中の「滋賀県多文化 共生推進プラン(第3次改訂版)」に基づき、外国人県民等に係 る多文化共生や日本語教育の推進に関する施策に取り組むこと としています。 (P130 21行目)
V 基	<u> </u>	ル実現に	<u> 「向けた大切な視点</u>  「エ <i>ども</i> 」「若者」といえげ、安心安全な子育で、教育環境の	本計画の策定に当たっては、やさしい言葉遣いやイラストなど
46	130	2	充実、育成、不登校、虐待、貧困などあらゆるテーマが絡んでくるため、データ収集と方針決定にはかなり苦慮されたのではと感じました。 また、本プランは、こども若者が対象なので、当然、子供たちが本プランを知っておく必要があります。 (大人だけで構想を	を用いた子ども向け資料を作成し、当事者である子どもにも周知のうえ意見聴取を行いました。 また、本計画において子ども・若者施策を展開するに当たっては、当事者である子ども・若者の意を聴取・応答・反映することとしています。(P131 11行目) 子どもにわかりやすい資料の作成については、いただいた御意

番号	頁	行	意見等	意見等に対する考え方
			載に感服いたしました。 以下、現行記載と重なる点もありますが、数点意見いたしま す。 こども・若者の意見の政策反映について、自治体の責務とし て、「意見聴取の対象が特定の範囲に偏らないよう留意」と記	いただいた御意見は、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。
47	130	2	載されたことを強く強く支持いたします。 「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」におけるパブリックコメントにおいて、例えば同案第二章への意見に対し、こども家庭庁は「意見を聞く相手が偏ってしまう可に対し、こともなるよう、各府省庁や地方自治体で取り組んでいただきない」と自治体に対する意向を述べています。また、「自力としたとも計画策定のためのガイドライン」におけるパブリックコというとこともまた。ことも家庭庁から同様の意向が改めて示されています。	
			具体的には、意見を聴取した対象が短期間に重複しないように 聴取対象者をリスト化して管理する、意見聴取に携わる部署や 連携する団体等を固定せずに一定期間での交代を義務化する、 といった対応が考えられますが、是非とも他県にも波及させて いただけるような取組となるよう、勝手ながら期待いたしま す。	
48	130	<i>L</i>	て、「意見を聞くに当たって活用・連携する外部人材・団体について、広くその情報収集に努め、適格性を慎重に判断する」としてはいかがでしょう? 世上には多様な識者・民間団体があり、中には必ずしも連携することが適当でない識者・団体があることも想定されます。例えば、当然行われるであろう行政での審査に加え、事前に広く情報提供を呼び掛けたり、保護者団体や地域団体等の他分野の団体の意見を聞いたりすることなどが考えられます。また、一	(P135 8行目)
			定期間ごとに関わる団体が交代するように規定することも考え  られます。 	
49	131	項	だけでは不足があると考えます。ことは「不足があると考えます。ことは「不足があると考えます。ことは「ませんん。」である見を聞くにあたりその発信前に大人が過度に大人が過度に大人が過度に大人が過度に大人が過度に大人が過度に大人が過度に大人が過度に大人が過度になりません。というにません。というには「行うないとなられる」という場合には「おいてででは、ことでは、ことでは、ことでは、ことでは、ことでは、ことでは、ことでは、こ	(修正前) ・幼い年齢の子どもを対象とする場合は、保護者の意見に影響を受けている可能性を考慮し、子どもの率直な意見を聴くことができるよう工夫すること。 (修正後) ・幼い年齢の子どもを対象とする場合は、保護者等の大人の意見に影響を受けている可能性を考慮し、子どもの率直な意見を聴くことができるよう工夫すること。 (P132 留意事項)
50	131		が、汲み取る人の思いが反映される可能性が否めない。言葉に できない思いを意見として形成することができるように支援す	子どもの意思をくみ取る取組が広まるよう、特に子どもと関わ  りのある大人に対して周知・啓発を行い、子どもが意見を表明
51	131	12	きして「三択問題」のような選択式の質問から選ばせるような ことを想起される懸念もあります。	(修正前) ・子ども・若者が意見を言いやすい方法を選べるよう様々な選択肢を用意します。 (修正後) ・子ども・若者が意見を言いやすい方法を選べるよう <u>多様な手</u> 段を用意します。 (P132 ②)
52	132	2		

番号	頁	行	意見等	意見等に対する考え方
ш.7		IJ	こども・若者の意見の政策反映について、行政および連携する	子ども・若者の意見聴取に当たっては、意見を受けとめたこと
53	132	2	団体等に関する情報や聴取した意見、質疑等の経緯、そしてその提言に対する行政の対応など、細やかに情報公開に努めることを自治体の責務として記載されてはいかがでしょう?意見を発したこども・若者のみならず、発しえなかった方にも次につながるよう、その政策反映の過程はいつでも誰でも見られることが理想です。また、一般的な参政権に基づく民主主義とは異なる当事者主義での行政運用に繋がる取組であり、なればこそ、参政権を有する大人(若者を含む)から広範に理解と支持をされるように十分に情報公開が成される必要があろうと思います。	(P133 ③)
VI プ	ランの打	推進	LAMILO # 2011 1 A TOWN 1 MARKET MARKE	Like belong the start of the st
54	134	7	としてはいかがでしょう? 世上には多様な民間団体があり、中には必ずしも連携することが適当でない団体があることも想定されます。例えば、当び掛けたり、保護者団体や地域団体等の他分野の団体の意見を聞けたり、保護者団体や地域団体等の他分野の団体の意見を聞けたりすることなどが考えられます。また、一定期間ごとに関わる団体が交代するように規定することも考えられます。本計画内容とも近しい若年被害女性支援事業では東京都にて住民監査が認容され、複数の住民訴訟が提起されて注目されており、自治体と民間団体との協働を起点として起きたこのような混乱は、何よりも被支援者のためになりません。	校・園、事業者、子育てを支援する団体および県民との適切な役割分担を踏まえるとともに、相互に連携し、協力することが必要と考えております。外部団体等との連携に関しては、いただいた御意見を今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。 (P135 10行目)
55	135	13	幼稚園や地域の役割と同様に、「学校の役割」の中に、「虐待」「いじめ」の早期発見や未然防止があってもよいと感じます。	
56	136	23	度ごとに事業評価がなされ確実に市民に公開されることを望み ます。社会保障費の暴騰が続き、国民負担率も上がるなか、必	計画の推進にあたっては、PDCAサイクルの考えに基づき、毎年 度、計画に基づく施策の実施状況、別に定める数値目標の達成 状況、施策の効果や課題等について、滋賀県子ども若者審議会 において点検評価を受けることとしています。また、その結果 を広く県民に公表するとともに、子育て当事者などからの意見 を踏まえて翌年度以降の施策に反映させ、社会経済情勢の変化 などに対応した実効性のある計画を推進してまいります。(P138 13行目)
57	137	12	に策定して、これまで5年を3回継続してきたわけですが、 「施策や支援のどのようなものが有効に働き、指標を達成でき たのか」また、逆もあると思いますが、効果があったもの、な	現行の淡海子ども・若者プランにおいてもPDCAサイクルにより施策を実施することとし、毎年度、数値目標の達成状況等について評価を行っており、今回の計画改定にあたっても、これまでの評価を踏まえて検討を行っています。 次期計画においても継続してPDCAサイクルにより点検評価・進行管理を実施することとしています。 (P138 13行目)
<u>数値目</u> 58	138		政策目標、事業目標に具体的な数字や目指すべき水準が書かれ ておらず、何をどこまでどうしようとしているのかがわからな い計画だと思われたので、しっかりと書くべき。	政策目標のほか、参考として定める事業目標について、具体的 な目標数値を設定し、進行管理を行ってまいります。(P139)
59	138		「子どもを生み育てる環境が整っていると感じる人の割合」と いう目標項目があるが、そのように感じる人の割合では客観的	本計画ではPDCAサイクルにより計画の進行管理を行うこととしており、主に主観的な指標である政策目標に加えて、参考として客観的な指標を事業目標に定めるほか、各施策の取組状況等もあわせて、総合的に点検評価を行ってまいります。(P139)
60	138			
61	138		策と、政策目標の繋がりがありません。学校で、子どもの貧困 を教え、子どもがそれを知ることを指標とすべきです。子ども	本計画ではPDCAサイクルにより計画の進行管理を行うこととしており、主に主観的な指標である政策目標に加えて、参考として客観的な指標を事業目標に定めるほか、各施策の取組状況等もあわせて、総合的に点検評価を行ってまいります。いただいた御意見は、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。(P138 12行目)
その他			10枚にまとめられていますが、1枚あたりの文字数が多く か	概要版の資料については、計画全体の構成や各基本施策におけ
62	概要版		つ文字間の隙間もあまりないため、要旨や全体像がつかみにく	る取組の概要を最小限の分量で伝えるために現在の構成としていますが、分かりやすい資料の作成については、御指摘を踏まえ、引き続き検討してまいります。